

新座市職員の時差出勤勤務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 7 月 27 日

新座市長 並 木 僚



新座市規程第 4 号

新座市職員の時差出勤勤務に関する規程の一部を改正する規程

新座市職員の時差出勤勤務に関する規程（令和 6 年新座市規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中太線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
区分	勤務時間の割振り	休憩時間	区分	勤務時間の割振り	休憩時間
[略]			[略]		
M	午前 7 時 4 5 分から 午後 4 時 3 0 分まで	正午から 午後 1 時 まで			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。